

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20241010	有限会社フロンティア (法人番号 7200002014814) 代表 者馬躍	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目123番地	本社営業所	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目123番地	輸送施設の使用停止 (150日車)及び文書警告並びに文書勧告	旅客自動車運送事業 運輸規則第7条の2第1 項	令和5年12月19日及び令和5年12月20日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)運送引受書記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(2)領収書の発行義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第10条第1項)、(3)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)、(6)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(10)書類の適切管理義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)、(11)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(道路運送法第94条第1項)	46	15